

同レ労働組合法ニ對シテノ意圖ヲ減ヤリ
政府ノ今期議會ニ労働組合法案ヲ提出スル
傳ヘテハ一カ觀今ノ如キ労働運動殊ニ総同盟ヲ
首ノ多クノ労働団体ノ遣リ方ニ對シテ組合法ヲ設
ケテ團結権ヲ助長スルニトハ時機ハ尚早イ幸ヒ
総同盟ノ政府ニ提案ノ組合法ニ及對ノ格ニアルカ
ニ与口實ニニ三年ニシテハルニトク國家ノ企業界
為ニモナリ想テ如キ設マツ労働運動家ノ爲
ニナル吾々委員組合ハ現今ノ如キ理解アル官憲ノ
取締振リニ對シテハ、海峽ノ附意ニソ表シテ右現
狀ヲ以テ決シテ不悔早トハ思ワラセナイ隨テ労働組
合法力無ク行又決シテ苦痛ヲ感シナイ
然レトモ海峽ノ政府ハ是外、今、労働組合法ヲ設ケ

テ違口ウト云ハレルモノハ其レヲ及對スルモノトハナイ、右
ニテ不変ケスル新ヲ或上ニ傳フル社會面ニ於テ採
スルニハ是又完全適切ナスト思フ總同盟等ノ主
トシテ及對シテハ官憲ノ組合ノ内容審査
ノ如キハ國家ノ監督スル上ニ於テ当然必要ナ事
トヤウク我々ハ匪シテ内容ノ調査ヲ九々組合ノ公
正ナルト莫ク見テ贊ヒ、及イ位ニ思フテハ反ルニ及對
シテ如キハ尙大ニ訓練ノ餘地カアル只一ツ懸念ニテ
ハ、組合員ノ法人トシテ登記ヲ受ケ其ノ後労働争
議ニ起ケテ紛争ノ罷業權ヲ認めラサル結果事
業ニカカフ組合ニ對シ損害賠償ヲ請求セラレル
事トハ、ナイカハ、是ニ就テハ組合トシテ又專門家ニ就
テ研究スル者ハ、テアルカ、政府又其ノ莫ク大ニ考慮